

利子補給制度について

～和泉市内の中小企業経営者の皆様へ～

和泉市では、市内事業者の支援策の一環として、大阪府中小企業向け融資制度等を利用している事業者に対し、その返済利子の一部を補助しています。

利子補給制度の対象となる下記融資を受けられた方は、「融資登録書」を提出し融資内容の登録をして下さい。融資登録をされない場合には、利子補給を受けることができませんのでご注意ください。

※予算の範囲内での補助となります。『先着順で受付』

1. 利子補給対象の融資制度

区分	融資制度名	資金名
大阪府中小企業向け融資	開業・スタートアップ応援資金	開業資金
		地域支援ネットワーク型
	小規模企業サポート資金	小規模資金 市町村連携型(和泉市中小企業融資制度)
日本政策金融公庫融資	新企業育成貸付	女性、若者/シニア起業家支援資金

2. 補給対象者

市内に住所または事業所を有する個人事業主あるいは市内に本店又は営業所を有する法人。

3. 融資登録

「融資登録書」の提出期限は融資実行年の翌年1月末までです。

4. 補給対象利子

補給対象融資について、対象年の1月1日から12月31日までの期間に約定どおり返済されている利子。

※利子補給期間は借入日より3年間ですが、年度を遡及して請求することはできません。

5. 対象融資の限度額及び利子補給率

(1)当初借入額の合計額のうち500万円を限度

(2)対象年に係る利率のうち1%相当分

**新たな融資を受けられた方は
融資登録を忘れずに**

制度の流れ

1. 利子補給対象融資の登録

- ① 大阪府制度融資の場合、保証協会発行の「保証のお知らせ」と金融機関発行の「返済予定表」。
- ② 日本政策金融公庫の場合、補給対象融資と分かる資料(女性、若者/シニア起業家資金融資証明書等)とお支払額明細書。

上記書類を添付して融資実行年の翌年1月末までに「融資登録書」を提出してください。

登録されない場合は、利子補給できません。

2. 適合する利子補給対象融資の決定

利用者から「融資登録書」で登録された融資について適合する利子補給対象融資を決定します。

3. 利子補給の申請

毎年末頃に「利子補給申請兼請求書」・「返済状況証明書(金融機関用)」を送付しますので、提出期間内に申請書類等を提出して下さい。申請期限を過ぎた場合は、対象期間の利子補給はできません。

4. 提出書類の確認、利子補給金の計算、決定

申請者から提出された書類を確認し、利子補給金を計算のうえ決定します。

5. 交付決定通知書の送付と交付(振込)

交付決定者に、「交付決定通知書」を送付し、決定した利子補給金額を希望の借入人名義口座に振り込みます。

お問い合わせは

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工観光担当 ☎0725-99-8123(直通)

詳しくは、和泉市HP(<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>)金融関連支援制度をご覧ください。